

情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 情報処理安全確保支援士試験及び情報処理技術者試験の受験手数料の額を改めること。

第二 この政令は、令和三年七月二十六日から施行するものとする。

(附則関係)